

平成20年11月21日
国土交通省近畿地方整備局

平成20年11月13日から15日に掲載された毎日新聞朝刊「ダムを問う①
④⑤」の記事に係る見解について

記事では、『大戸川ダムの代替案の一つとして、水位が計画高水位を越えるおそれのある区間、約3.6kmの堤防強化を提案し、… 略 … 整備局は滋賀県議会の求めに、10月になってようやく試算結果を示した。3.6km分で38億円。大半は施工済みで、残る費用は13億円という。これに対して、大戸川ダムの総費用は1080億円。支払い済みを除く事業費は480億円にのぼる。』とし、計画高水位を越える区間でこの対策を行うと大戸川ダムの代替案となることを整備局が滋賀県に示したような記述となっている。

事実は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会における江畑議員からの質問に対する回答で明確に提示している内容とおりです。

- ・ 計画高水位を上げ、堤防を嵩上げすることは、堤防決壊時の被害が拡大するため、**計画高水位を上げない事が治水の原則。**
- ・ 計画規模の洪水を計画高水位以下で流下させるためには、橋梁が多く市街地が堤防まで迫っている淀川下流では、貯留施設で下流に流下する流量を低減させ、河道掘削により断面を拡大する必要がある。
- ・ 現在実施している堤防強化は、**計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造として行っており計画高水位を超える洪水に対して安全を確保することはできない。**計画高水位の洪水でも波浪やうねりなどで水位が一時的に堤防天端まで達することもあるため護岸を堤防天端まで実施している。
- ・ この堤防強化(3.6km=両岸で7.2km区間)の事業費を試算すると約38億円で残事業費は約13億円。
- ・ 堤防強化と洪水を川の中で安全に流す対策は、双方が相まって効果を発揮するものであるため、淀川水系河川整備計画案では双方を実施することとしている。従って**大戸川ダムを整備して水位を計画高水位以下にする代替案にはならない。**

との回答をしています。

すなわち、堤防強化の残事業13億円と大戸川ダムとは無関係です。

さらに、今回の毎日新聞の特集記事では、『それでも水害は起きた』、『堤防強化を一転』とのタイトルで、基準に基づく施設計画（配置、設計）と減災のための危機管理という性格の異なる事象が混同して記載されています。

事実は、平成20年11月10日『「喜撰山ダム等既存施設の有効活用に関する検討」について』の発表で明確に提示している内容のとおりです。

- ・ 治水対策を計画する場合、目標の整備水準を達成するための施設を計画する。（想定する流量に対して、上流域で貯留し下流に流下する流量を低減する貯留施設（ダムや遊水地）と、流下してくる流量を安全に流す河道の整備を組み合わせて計画）
- ・ **河道では計画高水位以下の水位で流せること。ダム等の貯留施設では容量が不足することなく貯留出来ることを基準とします。ここまでは一定の信頼性を持って安全を保証しようという計画です。**
- ・ 実際の現象としては、目標規模の洪水でもその水位でなめらかに流れるわけではなく、うねりや波浪を伴い部分的、一時的には高い水位も発生します。一定の余裕を持つことで過去の被災経験等から安全を確保出来るとしています。この余裕を見込まない場合は、安全性は低下する（目標規模が達成できない）といわざるを得ません。
- ・ しかし、計画規模を越える洪水の発生は当然あり得ます。このような場合において危機管理方策としては既存の施設を可能な限り活用して被害の防止、軽減に努めることとなります。

整備局が示した淀川水系河川整備計画案においても「堤防強化の実施」、「ハザードマップの作成支援」などを実施することを記載しています。また京都府の技術検討会の中間報告を受けて整備局で検討した喜撰山ダム等の有効活用も危機管理として活用することはあり得ますが、確実性がないため施設計画の代替案となるものではありません。

危機管理にあたっては不確実であっても一定の効果が見込めるものは状況に応じて活用することが必要ですが、**施設計画としては確実に効果の見込める範囲で基準に基づいて位置づけていくものであり、危機管理を混同すべきではありません。**